



事故防止 234号
平成21年12月11日

医療事故情報収集等事業
院長 殿
医療安全管理担当者 殿

財団法人日本医療機能評価機構
特命理事（医療事故防止事業部担当）野本亀久雄
（公印省略）

医療事故情報収集・分析・提供事業における
特に報告を求める事例について

平素より、当事業の運営にご理解、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

平成22年1月1日より適用される医療事故情報収集等事業 事業要綱 第十四条の2（【参考】参照）に基づき、下記の事例を報告項目として定め、「11 特に報告を求める事例」としてご報告いただくことといたしましたのでお知らせいたします。

なお、平成21年12月31日をもって平成19年6月8日付け事故防止セ45号「報告項目の変更について」を廃止いたします。

記

特に報告を求める事例

- 1) 汚染された薬剤・材料・生体由来材料等の使用による事故
- 2) 院内感染による死亡や障害
- 3) 患者の自殺又は自殺企図
- 4) 入院患者の失踪
- 5) 患者の熱傷
- 6) 患者の感電
- 7) 医療施設内の火災による患者の死亡や障害
- 8) 間違った保護者の許への新生児の引渡し

以上

【参考】

医療事故情報収集等事業要綱 第十四条

（中略）

2 当事業部は、前項の各号に規定する事故の範囲に該当する事例に関する情報を適切に収集するために、必要な報告項目を定めることができる。



事故防止セ 4 5 号
平成 1 9 年 6 月 8 日

医療事故情報収集・分析・提供事業
参加登録医療機関 院長 殿

財団法人日本医療機能評価機構
医療事故防止センター長 野本亀久雄
(公印省略)

報告項目の変更について

医療事故情報収集等事業要綱 第九条の 2 (【参考】参照) にもとづき、下記の事例を報告項目として定め、「9 特に報告を求める事例」としてご報告いただくこととしましたので、お知らせいたします。
(医療事故情報収集等事業要綱 II-1 【1】参照)

記

特に報告を求める事例

- 1) 汚染された薬剤・材料・生体由来材料等の使用による事故
- 2) 院内感染による死亡や障害
- 3) 入院中に自殺または自殺企図
- 4) 入院患者の逃走
- 5) 入院中の熱傷
- 6) 入院中の感電
- 7) 医療施設内の火災による患者の死亡や障害
- 8) 間違った保護者の許への新生児の引渡し

以上

【参考】

医療事故情報収集等事業要綱 第九条
(中略)

2 当センターは、前項の各号に規定する事故の範囲に該当する事例に関する情報を適切に収集するために、必要な報告項目を定めることができる。

事務連絡
平成21年12月11日

医療事故情報収集等事業
医療安全管理担当者 殿

財団法人日本医療機能評価機構
医療事故防止事業部

医療事故情報収集・分析・提供事業における
特に報告を求める事例について

平素より、当事業の運営にご理解、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

同封いたしました平成21年12月11日付け事故防止234号の文書は、事業要綱改定に伴い、「特に報告を求める事例」の収集の根拠となる条項の変更をお知らせするものです。「特に報告を求める事例」の報告事例については、文言を修正いたしましたが、収集する事例は従来通りであり、参加医療機関の皆様の対応には変更ありません。該当する事例が発生した場合、これまで通りご報告をお願いいたします。

なお、「特に報告を求める事例」の修正内容につきましては下記にお示しいたします。

記

特に報告を求める事例（旧）	特に報告を求める事例（新） 【修正部分を下線で示す】
1) 汚染された薬剤・材料・生体由来材料等の使用による事故	1) 汚染された薬剤・材料・生体由来材料等の使用による事故
2) 院内感染による死亡や障害	2) 院内感染による死亡や障害
3) 入院中に自殺または自殺企図	3) <u>患者の自殺又は自殺企図</u>
4) 入院患者の逃走	4) 入院患者の <u>失踪</u>
5) 入院中の熱傷	5) <u>患者の熱傷</u>
6) 入院中の感電	6) <u>患者の感電</u>
7) 医療施設内の火災による患者の死亡や障害	7) 医療施設内の火災による患者の死亡や障害
8) 間違った保護者の許への新生児の引渡し	8) 間違った保護者の許への新生児の引渡し

※収集する事例は従来通りであり、参加医療機関の対応には変更ありません。